

【当該変更届けの記載例】

- 主として水銀廃棄物の種類追加を例に説明していきます。
- 添付書類は、新規更新許可時の書類・様式と基本的に一緒です。必要書類一覧は次のとおりです。
  - 様式第3号・届出書
  - 事業の範囲 (推奨様式)
  - 事業計画の概要 (第1面)
  - 運搬容器 (第2面)
  - 積替保管施設の概要 (第3面)
  - 環境保全措置 (第5面)
  - 運搬容器 (第7面)
- 今回の変更（＝種類を追加する石綿含有廃棄物、水銀含有廃棄物）に関する内容を記載していきます。

様式第3号(第5条関係)

産業廃棄物処理業変更届出書  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等関係用)

鳥取県知事 または 鳥取市長 様

平成〇〇年〇月〇日付第\*\*\*\*\*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る取り扱う産業廃棄物の種類について廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ロに規定する石綿含有産業廃棄物若しくは水銀使用製品産業廃棄物又は同項第2号ホに規定する水銀含有ばいじん等の含有の有無を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者

住 所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地

氏 名 鳥取〇〇株式会社  
代表取締役 東部 鳥太郎

代表者  
の印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0857-00-0000

	新	旧
変更した事項 の内容	別紙「事業の範囲の別記説明」 のとおり	現許可証のとおり
変更の理由	法改正に対応するための変更 または 事業拡大に伴う廃棄物種類の追加 (水銀使用製品産業廃棄物)	このとおりに記載し、「現在の許可証の写し」と「次ページの書面」を添付してください

注1 この届出書は、変更後速やかに提出すること。

2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面に記載して、当該書面を添付すること。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付書類

1 産業廃棄物処理業許可証

2 含有の有無を変更した石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る事業計画書、事業の用に供する施設の種類・構造等を明らかにする書類

・許可申請時に利用するこの用紙を利用し、説明します。

・3種の性質限定（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）以外の限定条件がある場合は「その他」欄にその旨を記載してください。 → 例：「△△に限る」「××は除く」など

・積替え保管が「無」の場合、右半分の記入枠を大斜線で消してください。

**【普通産業廃棄物】 収集運搬業許可証申請書の第1面「事業の範囲」欄の別記説明**

積替え・保管の有無	(有) ・ 無
-----------	---------

廃棄物区分	許可申請する産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物	(含む) ・ 含まない	(含む) ・ 含まない
水銀使用製品産業廃棄物	(含む) ・ 含まない	(含む) ・ 含まない
水銀含有ばいじん等	(含む) ・ 含まない	含む ・ (含まない)

	産業廃棄物の種類	収集運搬を行う廃棄物の種類				積替え・保管を行う廃棄物の種類			
		取扱品目	限定がある場合その内容 <sup>(注4)</sup>			取扱品目	限定がある場合その内容 <sup>(注4)</sup>		
		石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他	石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他
1	燃え殻	○	-	○		-	-	-	
2	汚泥	○	○	-	廃乾電池に限る	-			
3	廃油	-				-			
4	廃酸	-				-			
5	廃アルカリ	-				-			
6	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)	○	○			○	○		
	〃 (自動車等破砕物を含む)	-				-			
7	紙くず	-				-			
8	木くず	○	-		××は除く	○	-		
9	繊維くず	-				-			
10	動植物性残さ	-				-			
11	動物系固形不要物	-				-			
12	ゴムくず	-				-			
13	金属くず (自動車等破砕物を除く)	○	-	○		○	-	○	
	〃 (自動車等破砕物を含む)	-				-			
14	ガラスくず等 <sup>(注1)</sup> (自動車等破砕物を除く)	○	○			○	-	○	
	〃 (自動車等破砕物を含む)	-				-			
15	鉱さい	-				-			
16	がれき類	○	○			○	○		
17	家畜のふん尿	-				-			
18	家畜の死体	-				-			
19	ばいじん	-				-			
20	政令13号廃棄物	-				-			
収集・運搬について 以上、 <b>7品目</b> いずれも特別管理産業廃棄物を除く						積替え・保管について 以上、 <b>5品目</b> 品目いずれも特別管理産業廃棄物を除く			

事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

① 事業の概要

- ・主に、〇〇〇で発生する水銀使用製品産業廃棄物を積替え保管施設および中間処理施設に運搬する。
- ・主に、〇〇〇で発生する水銀含有ばいじん等を排出者指定の積替え保管施設および処分業者に運搬する。

② 営業範囲

- ・鳥取県、〇〇県、〇〇県

水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、特別管理産業廃棄物に該当しないことが分かるように廃棄物の性状や排出事業場を記載してください。

事業を行う予定の自治体名を記入してください。

排出事業者等の収集運搬委託者を記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	金属くず、汚泥 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固体 (廃乾電池)	〇▽建設有限会社 岩美郡岩美町〇〇 1-2	なし	有限会社〇◇ 鳥取市〇〇123
2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	〇t/月	固体 (廃蛍光管)	同上	右記の通り	株式会社△◎ 倉吉市〇〇456 (積替え保管施設)
3	燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)	〇t/月	粉体 (焼却灰)	上記例参照	上記例参照	上記例参照
4						
5						
6						

運搬先が鳥取県以外の場合は、運搬先の自治体の (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

固形、液体、泥状、粉体の別を記入してください。具体的な廃棄物が特定されていれば、かっこ書きで説明してください。(廃乾電池、廃蛍光管など)

運搬元が鳥取県以外の場合は、運搬元の自治体の (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地					
駐車場の所在地		※ 付近の見取図を添付すること。			

この欄は記入不要です。バツ印を付けておきます。

(2) その他の運搬施設の概要			
運搬容器等の名称	用途	容量	備考
プラスチックケース	廃乾電池、廃蛍光管の運搬 (水銀使用製品産業廃棄物)	90リットル	新規
蓋付きオープンドラム缶	燃え殻 (水銀含有ばいじん等)	200リットル	新規
フレコンバッグ	がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず等 (石綿含有産業廃棄物)	1m <sup>3</sup>	従前から使用中

※ 現在登録している容器を全て記入します。石綿含有廃棄物、水銀含有廃棄物以外に使用する容器もすべてを列挙します。

(3) 積替施設又は保管施設の概要

・積替え保管施設がない場合は、「第3面」は不要です。

(1)所在地

鳥取県鳥取市〇〇

・この欄に記載しにくい場合は「別紙のとおり」として整理してください。  
・種類追加する廃棄物以外の保管量等も記載します。

(2)保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

①木くず 〇〇m<sup>3</sup>

②がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く) 〇〇m<sup>3</sup>

③がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 〇m<sup>3</sup>

④ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く) 〇〇m<sup>3</sup>

⑤廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む) 〇〇m<sup>3</sup>

・施設の平面図(=保管場所)は別紙のとおり

・施設の表示内容については別紙のとおり。



・施設に変更がある場合は、平面図、表示内容ほか変更が生じた部分の説明書類を添付してください。  
・種類追加する廃棄物以外の保管量等も記載します。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

必要事項を列挙する書き方のほか、下表のような整理も可能です。

その際には、特に措置が必要な廃棄物の種類・品目・性質をすべて列挙し、

①想定される具体的な廃棄物の例と排出先、②使用する車両の種類、③運搬時に講じる措置内容を記載してください。  
なお、③に関しては「・・・防止のため、△△△して運搬する」のように講ずる措置の目的も説明してください。

<運搬に際して講ずる措置>

廃棄物の種類・品目・性状など	①具体的な廃棄物の例／排出先、②使用する車両種類、③運搬時に講じる措置
石綿含有産業廃棄物	①家屋の解体から生じるがれき類など／解体工事現場など ②ダンプ ③飛散・破砕・他物との混合防止のためにフレコンバッグで梱包し運搬する。
水銀使用製品産業廃棄物	①廃蛍光管、廃乾電池／オフィス・事務所など ②バン ③破損防止・他物との混合防止のために緩衝材等で養生した上で専用容器を用いて運搬する。
水銀含有ばいじん等	①焼却施設に伴い発生する燃え殻など／各種工場など ②キャブオーバ ③金属水銀が含まれている場合は、水銀の揮発防止、漏洩・混合防止のために密閉できる蓋付きオープンを用い、高温を避けて運搬する。

<積替え保管施設において講ずる措置>

※既存の環境保全措置に今回の変更に伴う内容を追記します。

積替え保管施設については、以下の「周辺区域の生活環境保全のための措置」のとおり

周辺区域の生活環境保全のための措置

(1) 大気汚染対策

・運搬車両は極力暖気、空ふかしをしない。(アイドリングストップ)

(2) 水質汚濁防止対策

・雨水の影響を受けないように、保管施設は屋内設置とする。  
・施設内には雨水を適切に排除できる排水路を設置し、排水路や集水マス<sup>※</sup>の土砂撤去を定期的におこなう。

(3) 騒音・振動防止対策

・選別作業等は建屋内で行い、騒音・振動の影響を少なくする。

(4) 悪臭防止対策

・保管施設は建屋内に設置し、極力シャッターを閉じた状態で作業を行う。

(5) 飛散防止・混合防止対策

・保管区域には表示看板を設置し、白線ラインで区分を明確にしておく。  
・水銀使用製品産業廃棄物(=廃蛍光管等)は、飛散・混合防止のための専用容器に入れて保管する。  
・石綿含有産業廃棄物は、飛散・混合防止のためにフレコンバックの封を閉じ、荷姿のままに保管する。  
・水銀含有ばいじん等(=燃え殻)は、蓋付きオープンドラム缶にて異常高温とならないように保管する。

(6) 維持管理目標値

・騒音:敷地境界上における騒音レベル:65dB以下  
・振動:敷地境界上における振動レベル:65dB以下

追加の容器が無ければ提出不要です。

(第7面)

### 運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	プラスチックケース (90リットル)	用途	水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管、乾電池)
<p>水銀使用製品産業廃棄物の場合、運搬過程において、廃棄物が破損することのないような容器を使用してください。 (例：蛍光管の場合は、専用プラスチック容器又はドラム缶など。 乾電池の場合は、小型金属容器など(プラスチック製でも可))。 ※蛍光灯が割れた場合、密閉容器(蓋付きオープンドラム缶など)に入れて運搬してください。</p> <p>用途欄について 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の名称を記載してください。 同一の容器で複数取り扱う場合は、まとめて記載してください。</p>			
撮影		〇〇年〇〇月〇〇日	

運搬容器等の名称	蓋付きオープンドラム缶 200リットル	用途	燃え殻 (水銀含有ばいじん等であるものを含む)
			
撮影		〇〇年〇〇月〇〇日	

(日本工業規格 A列4番)